

石川県支援者受入環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震によって被災した住宅を改修し、被災地における復旧・復興活動に従事する支援者のための宿泊施設として活用することを目的として、当該住宅の改修を行った宿泊施設運営事業者等に対し、予算の範囲内において石川県支援者受入環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての建築物又は集合建築物（複数の住戸又は住戸と店舗、事務所等が2以上集まって、1棟を構成する建築物）をいう。
- (2) 被災住宅 令和6年能登半島地震によって被災（市町が実施する被害認定調査によって一部損壊以上と判定されたもの）した住宅をいう。
- (3) 住宅所有者 被災住宅に係る所有権その他の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する個人又は法人をいう。
- (4) 改修 被災住宅を宿泊施設として営業が可能な状態にするため、被災住宅の全部又は一部の修繕、補修等を行うことをいう。
- (5) 支援者 令和6年能登半島地震における被災地において、復旧・復興活動に従事する者をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 令和6年能登半島地震により損壊した住宅であり、改修後は概ね8～10人程度の宿泊が可能となる住宅であること。

- (2) 奥能登2市2町（輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町）に存在する住宅であること。
- (3) 本事業の利用により新たに宿泊施設として活用する住宅であること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 旅館業法に基づく営業許可を受けた宿泊施設において旅館業を経営する実績を有する者又は不動産業を営む者。
- (2) 自己所有以外の住宅を活用する場合は、住宅所有者の承諾の下で改修を行い、住宅所有者との間に賃貸借契約又は不動産売買契約を締結し、宿泊施設として運用を行う者。
- (3) 申請時において、県税を滞納していない者。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和6年能登半島地震により損壊した住宅の現状復旧に要する経費及び宿泊施設として必要な最低限の設備等に要する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費に含まないものとする。

- 2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の50パーセントとし、補助金限度額は改修する住宅1棟につき100万円とする。ただし、その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付の条件）

第6条 補助対象者は次の各号に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 交付決定後は、速やかに改修工事に着手すること。
- (2) 改修完了後は、旅館業法若しくは住宅宿泊事業法に基づく宿泊施設又はシェアハウスとして運営し、支援者を対象とした滞在施設として活用すること。
- (3) 支援者のための宿泊施設として需要がある期間（補助金の交付を受けた日から起

算して、原則として2年間)は支援者の宿泊施設として活用することとし、支援者の宿泊施設としての需要がなくなり、他の用途として活用する場合は、活用方針について予め当該住宅が所在する市町に相談を申し出ること。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助予定者(以下「申請者」という。)は、石川県支援者受入環境整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の見積書(内訳を含む。)
- (2) 間取り図等、部屋の大きさや配置が分かる図面
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 承諾書(様式第3号)
- (5) 県税の納税証明書
- (6) 住宅所有者と締結した賃貸借契約書又は不動産売買契約書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 知事は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、石川県支援者受入環境整備事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、石川県支援者受入環境整備事業費補助金交付変更等申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の内容を変更する場合は、当該申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 変更する内容及び箇所が確認できる書類

(2) 変更に係る経費の見積書（内訳を含む。）

2 知事は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、石川県支援者受入環境整備事業費補助金交付変更等決定通知書（様式第6号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助決定者は、補助対象事業の完了後、速やかに石川県支援者受入環境整備事業費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業費を確認することができる書類の写し
- (2) 補助対象事業完了後の改修等した箇所の写真
- (3) 旅館業法に基づく営業許可書の写し又は住宅宿泊事業法に基づく届出の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と定める書類

（補助金の交付額確定通知書）

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助対象事業が申請のとおり完了したことを確認したときは、交付すべき補助金の額を確定し、石川県支援者受入環境整備事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに石川県支援者受入環境整備事業費補助金交付請求書（様式第9号）により知事に補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 知事は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を補助決定者に交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第14条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- (2) 本事業に係る知事の指示に従わなかったとき。
- (3) 交付決定を受けたものが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同法第2条第6号に規定する暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 補助決定者は、知事が前条の規定による取消をした場合において、知事の命令があったときは、納付書に記載された期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(検査等)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助金の交付に係る通帳、書類若しくはその他必要な調査又は他機関への確認その他の必要な事項を指示することができる。

(個人情報保護)

第17条 県職員は、本事業を通じ補助対象者に関して得た情報は、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）に従って取り扱うものとする。

- 2 県職員は、本事業の実施にあたって、申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了承を得ることなく、第三者に漏洩し、又は第1条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(その他)

第18条 住宅所有者と宿泊運営事業者等との間の交渉又は契約に関連して生じた問

題は、当事者間で解決することとし、知事は一切関与しない。

2 宿泊施設の運営にあたり必要となる関係法令を遵守すること。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行し、令和6年5月21日から適用する。